

伊予市移住者住宅改修事業費補助金 Q&A

○工事業者の要件はあるのか。

原則として、市内に事業所を置く法人又は市内に住所を有する個人事業者によるものとします。

○自ら工事を行っても対象となるか。

市内に住所を有する事業者又は事業所が行うものを対象としますので、自ら工事を行う場合（DIY等）は対象外とします。

○工事が終わっている、もしくは工事中の場合でも対象となるか。

対象になりません。申請後、市が補助金の交付決定後、着手した工事のみが補助対象です。

○マンション等共同住宅も対象となるのか。

対象になりません。購入・賃借した一戸建て住宅が補助対象です。

○賃貸物件でも対象となるのか。

一戸建て住宅であれば補助対象となります。ただし、住宅の改修等を行うことができる権原を有していることが条件となります。

○住宅改修を行うことができる権原とは。

賃貸借契約の場合、所有者に改修工事の同意、原状回復義務の免除、家財道具の搬出等について同意が得られていること。

○改修工事に要する経費のうち補助対象とならないのは、どのような経費か。

備品購入費、調査費、設計費、解体費などです。（備品購入費とは、照明器具、エアコン、ストーブ、ガスコンロなどの購入費をいう。）

○外構工事も補助対象となるのか。

住宅の改修に併せて行うものであれば対象となります。（車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の改修工事、植木のせん定、除草など）

○改修工事に要する経費は消費税を含んだ額ですか。

消費税を含んだ額となります。

(補助金額の計算例：改修工事に要する経費が 899,850 円 (税込) の場合、
 $899,850 \text{ 円} \times 2/3 = 599,900 \text{ 円}$ → 599,000 円 (1,000 円未満切り捨て)
となります。)

○平成 28 年 2 月 1 日に県外から移住した者も対象となるのか。

対象にはなりません。平成 28 年 4 月 1 日以後の移住者が対象となります。

○何回かに分けて改修工事の補助を受けることができますか。

複数回補助を受けることはできません。改修等の補助を受けることができるのは一回限りとなります。

○補助金を受けたら何年以上住む必要がありますか。

補助金の確定通知を受けた日から 5 年以上継続して住んでいただく必要があります。

○県外からの移住を確認する方法は。

住民票により県外からの移住を確認します。

○入居前に最低限のインフラ工事を行うことができますか。

原則、転入後の改修等が対象となりますが、水道修理などの居住に最低限必要な改修については転入前の工事であっても対象となる場合がありますので、工事を実施する前にご相談ください。